

庄原市最寄り買い店舗改装支援事業のご案内

日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改装工事費を補助することで、最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることが出来る仕組みの維持を目的とした制度です。

※予算額に達し次第、申請の受付を終了します。

【改装費補助】

店舗の改装及び営業に必要な附帯設備に要する経費の5分の2以内の額で、42万5千円を限度とします。

- (1) 内装工事及び外装工事
- (2) 給排水設備工事（給水負担金及び下水道負担金を除く。）
- (3) 電気及びガス工事
- (4) サイン工事
- (5) 空調設備、大型冷蔵庫等の附帯設備

【補助対象】

次の事業を営んでいる店舗（店舗面積 200 ㎡以下）が補助対象となります。

なお、庄原市まちなか活性化補助制度の対象地区にある店舗は除きます。

【対象業種】

日本標準産業分類の次のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を行うものを除く。

大分類	中分類	小分類
小売業	全業種	全業種
飲食サービス業	全業種	全業種
生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全業種
	79 その他生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業
	80 娯楽業	全業種
教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾
		824 教養・技能教授業
医療・福祉業	83 医療業	全業種

【申請期限等】

対象の改装工事着工前に申請お願いいたします。

※ 市税を完納している方に限られます。

※ 事業への着手は交付決定日以降となります。交付決定日までに着手した事業は認められません。

■問い合わせ

庄原市役所	本 庁	商工観光課	商工振興係	TEL 0 8 2 4 - 7 3 - 1 1 7 8
	西城支所	地域振興室	産業建設係	TEL 0 8 2 4 - 8 2 - 2 1 8 1
	東城支所	産業建設室	産業振興係	TEL 0 8 4 7 7 - 2 - 5 0 0 8
	口和支所	地域振興室	産業建設係	TEL 0 8 2 4 - 8 7 - 2 1 1 3
	高野支所	地域振興室	産業建設係	TEL 0 8 2 4 - 8 6 - 2 1 1 3
	比和支所	地域振興室	産業建設係	TEL 0 8 2 4 - 8 5 - 3 0 0 3
	総領支所	地域振興室	産業建設係	TEL 0 8 2 4 - 8 8 - 3 0 6 5